

令和元年8月21日

理事候補者の公募について

公益財団法人リバーフロント研究所

当研究所は、以下の要領により、理事の候補者を公募する。

1. 法人名

公益財団法人リバーフロント研究所

2. 公益財団法人リバーフロント研究所の概要

水辺空間及び水循環系に関し、低炭素社会形成に資する流域水循環管理、災害に対してしなやかで強靱な流域形成、生態系サービスを楽しむ流域社会構築等について調査、研究及び技術開発を実施し、その成果を広く社会に活用することにより、国土の利用、整備及び保全並びに水資源の利用、保全を促進し、公共の福祉を増進することを目的とし、次の事業を実施している。

- (1) 水辺空間における環境目標、生態系の機構解明、環境の経済価値、気候変動の影響等の基本的課題に関する調査、研究及び技術開発
- (2) 低炭素社会形成に資する流域水循環管理に関する調査、研究及び技術開発
- (3) 災害に対してしなやかで強靱な流域形成に関する調査、研究及び技術開発
- (4) 生態系サービスを楽しむ流域社会構築に関する調査、研究及び技術開発
- (5) 前各号の施策、制度にかかる意識共有、合意形成に関する調査、研究及び技術開発
- (6) 前各号に関する情報提供、提言、指導、企画立案及び国際協力
- (7) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

3. 公募する理事候補者

理事（常勤） 1名

4. 任期

令和元年10月下旬開催予定の評議員会において選任後（令和元年11月1日就任予定）、令和2年5月下旬開催予定の定時評議員会終結の時まで。ただし、再任を妨げない。

5. 職務内容等

- ① 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
また、理事会において代表理事、業務執行理事に選定された場合はその業務を執行する。
- ② 常勤理事は、自ら法人の目的・事業に関する調査、研究を行う。

6. 必要な資質・経験等

- ① 心身ともに健康で、当法人の目的・事業内容並びに事業環境及び財務状況を理解の上、強い意欲を持って役員としての任務を的確に遂行する十分な能力を有すること
- ② 水辺空間及び水循環系の施策に関する十分な経験と知見を有するとともに、当法人の事業に関する専門的知識を有し、当法人の事業の推進に先導的役割を発揮することができること
- ③ 国、地方公共団体又は法人等の組織において役員等として勤務した経験を有し、その実績から組織を役員として管理する十分な能力を有していること
- ④ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号に該当しないこと
- ⑤ 原則として任期満了時において 65 歳以下であること。

7. 勤務条件

- ① 勤務形態：常勤
- ② 勤務地：当法人事務所
- ③ 勤務時間等：役員であることから勤務時間の定めはないが、常勤職員と同様に勤務（毎週月曜日から金曜日の 9 時 15 分から 17 時 45 分）することを原則とする。
- ④ 報酬等：当法人役員報酬規程の規定に基づき支給する。（通勤手当を別途支給）
- ⑤ 福利厚生：健康保険、厚生年金等

8. 選考の視点

必要な資質・経験等を踏まえ、理事としての適格性を総合的に判断する。

9. 選考方法

(1) 一次選考（書類選考）

応募書類を審査し、面接候補者を選考する。

(2) 二次選考（面接審査）

- ・ 一次選考合格者に、面接を行い、常勤理事候補者を決定する。
- ・ 面接においては、常勤理事としての理念やその実現に向けた方法、今後の法人経営の方向性に関する抱負などの質問を行う。

- (3) 常勤理事は、当研究所定款に基づき、評議員会の決議により選任される予定である。

10. 応募方法

(1) 応募書類

当研究所総務・財務グループあてに次の①から⑤のすべての書類を書留郵送（封筒に「応募書類」と朱書き）すること。

なお、応募書類は返却しない。

① 履歴書

日本工業規格（J I S）履歴書に、学歴（義務教育終了以降）、職歴、資格等の必要事項を記入し、写真（提出日3か月以内に撮影したもの）を貼付すること。

② 職務経歴書

履歴書では記載しきれない職務経歴、具体的なキャリア、資格等をA4版の用紙にまとめること。

③ 自己アピール文書

2,000字程度で、応募の理由、自らが公募ポストに適任であるとする理由、就任後の抱負等をA4版の用紙にまとめること。

④ 確認書（様式1）

⑤ 兼職届（様式2）

(2) 提出先

〒104-0033 東京都中央区新川一丁目17番24号 NMF 茅場町ビル7F
公益財団法人リバーフロント研究所 総務・財務グループ
電話：03-6228-3861

(3) 応募期限

令和元年9月30日（月）必着

11. その他

- (1) 応募に係る費用は全額応募者負担とする。

- (2) 審査の過程に関する質問については、一切、受け付けない。
- (3) 提出された応募書類に記載されている個人情報 は本公募の選考資料としてのみ使用する。

以上

様式 1

令和 年 月 日

公益財団法人リバーフロント研究所

代表理事 小野 武彦 殿

住所

氏名

印

確 認 書

- 1 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 6 条第 1 号イからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。
- 2 私は、本日現在理事を務める他の公益法人の名称、役職名等をお届けします。
- 3 私は、2 に基づき提出した「兼職届」の内容に変更がある場合並びに新たに公益法人の理事に就任したときは、遅滞なくその旨を通知します。
- 4 私が理事に選任された場合、私の氏名、生年月日及び現住所（住民票にて登録した住所）を内閣府に対して届け出ること、並びに内閣府が認定法第 6 条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲で、氏名及び生年月日の情報を他の行政庁に提供する場合がありますことについて、同意します。

確認書ご提出に当たってのご参考

1 認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

様式2

公益財団法人リバーフロント研究所

代表理事 小野武彦 殿

兼 職 届

届出日 令和 年 月 日

住 所

氏 名 ⑨

期 間	勤 務 先	所 属 ・ 役 職	職 務 内 容

(注) ・ 法人名、所属部課名、役職名、職務内容等を直近のものから5年分の履歴を記入願います。

・ 他の公益法人の理事等を兼務されている場合は、もれなく記入願います。